

令和3年度安曇野市教育委員会1月定例会会議録

日 時：令和4年1月27日（木）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、

学校給食センター長 小笠原正明、教育指導室長 赤羽文恵

書記：学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者：傍聴人 3名

◎開 会

教育部長 教育部長の平林でございます。定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和4年1月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 1月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

長野県にまん延防止等重点措置が適用されることに伴い、安曇野市は、昨日、安曇野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。基本的な方針、期間、公共施設の対応等について協議し、決定をいたしました。小中学校につきましては、感染症対策を一層徹底し、通常授業を継続することを確認いたしました。現時点で分散登校等の対応は行わないと、こういう方針でございます。

このような中でございますけれども、今日は少し本の紹介をさせていただきたいと思っております。昨年12月に書店に並んだ東洋経済新報社から出版されました現代語訳暗黒日記というものでございます。著者はご存じの清沢渕でございます。リベラルな自主独立の主張を貫いた

外交・政治評論家、ジャーナリストで知られております。明治23年に北穂高村青木花見に生まれまして、郷里の研成義塾で学んだということで知られております。17歳で渡米し、苦学して現地のハイスクール、大学を卒業し、報知新聞社の記者を務めますけれども、その後、大正7年に帰国して、記者等を経てフリーの外交評論家として執筆、講演で活躍するようになります。

この暗黒日記は、開戦から1年後の昭和17年12月9日からつけはじめて、急性肺炎で亡くなる昭和20年5月21日の16日前、5月5日が絶筆になっているとされております。書評については専門家にお任せすることとして、折しもこの新型コロナウイルス感染症という目に見えない相手と私たちは今戦っているわけでございますけれども、命をいかに守るか、そのためにどういう行動をすべきか、これは個人としても組織を束ねるものとしても、正しい情報を収集して主体的に判断し、適切な行動をしなければならない、こういう点では戦争と同じとは言わないまでも、状況が似ているようなところがあるというふうに感じております。解説の丹羽氏の言葉を借りれば、問題の答えもまた暗黒日記の中にあると、読みたまえというふうに呼びかけております。我々が数々の示唆を与えられる本ではないかと思ひ、お話をさせていただきました。

なお、市立図書館では3冊購入し、現在、貸し出されております。安曇野が生んだ偉大な先人の業績が、偉業が、改めてまた今世に光を浴びようとしています。安曇野市の教育の源流をたどる意味でも、改めて学び直したいなと思ったところでございます。

では、本日、このような状況の中でございますので、できるだけスムーズな進行をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案、または報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定されております実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性

が損なわれるおそれのある案件として、報告第2号 令和3年度学力向上推進委員会報告、第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第6号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

さきに申しあげました報告3件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第2号、第5号及び第6号とします。会議の順番につきましては、議案第1号から4号、報告第1号、3号及び4号まで、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、報告第2号、第5号及び第6号を扱いません。

なお、議案第4号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から12月定例会の会議録の校正確認をお願いしてまいります。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正についてを説明していただきます。

教育部長 教育部全体に関わることにつきましては、私から説明をさせていただきますが、個別的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

議案第1号について、学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、議案第1号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正については、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

◎議案第2号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 次に、議案第2号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 議案第2号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

須澤委員 教育委員の須澤でございます。

総合教育会議でもお話し申し上げましたが、非常にいい改正であろうかと思ひまして、賛成でございます。

教育長 ありがとうございます。

羽田野委員 委員の羽田野です。よろしくをお願いいたします。

学校教育課教育指導室のほうに今事務分掌になっています教育相談に関する事、こちらのほうが今度、子ども家庭支援課のほうに移るということになっているんですが、この相談の中身というのはどのようなものがあるのかということをお聞きしたいと思ひます。実際に学校現場で起きている様々な相談について、今度は全て子ども支援課に移行するということになってくるのかどうなのかということも併せてお聞きしたいかなと。

学校教育課長 教育相談に関わりましては、現在、豊科公民館の教育支援センターのほうに、通称けやきと呼んでおりますが、そちらに教育相談員を配置いたしまして、あらゆる悩み事、子どもに関する事、あるいは児童に関する事、または義務教育ばかりでなくて幼児教育

のことについても、就学前のお子さんについても対応している状況でございます。そのことで、当然、教育指導室のほうではそういった情報を共有しながら、学校の先生方とも連携をして相談の解決に当たっているということでございます。これが今度子ども家庭支援課のほうに一元化をされますが、引き続き、教育指導室との連携は図りながら相談を、悩んでいる方々に寄り添った形の対応をしているというようなことでございます。

羽田野委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

二村委員 10ページのところで少し質問したいと思うんですけれども、全体的に言うと、細かいところまで検討されているなと思いますし、とてもいいと思います。この中で、子ども家庭支援課の10番、この女性保護に関することというのがあるんですけれども、これについては具体的に、この保護という言葉もまた珍しいなと思うんですけれども、これについてはどんな内容になりますでしょうか。

教育部長 女性保護、いろいろなドメスティックバイオレンスの問題であるとか、あるいは女性の立場の中で社会的にまだまだそこまで至っていないというような部分について、いろいろな企画をし、実行していく事務というふうにお考えをいただければというふうに思います。ちょっと具体的な事業名まで挙げるには、ちょっと手元に資料がございませんので、少しお時間をいただいて、この会議終了までに具体的な事業の内容をご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

横内委員 質問です。先ほどの7ページのところの教育相談に関することですが、今まで保護者から部活動のことで、例えば顧問とうまくいかないですとか、担任の先生になかなか分かってもらえないですとか、そういった具体的なお悩みのときに、教育指導室の室長をはじめとする方におつなぎしたりしたことがすごく多かったんですけれども、これが今度、けやきになるという認識でいいのでしょうか。お願いします。

教育部長 相談については、様々なチャンネルといいますか、ところから寄せられます。豊科公民館の1階、2階に配置をしております教育支援センターにつきましては、実は2階は主に発達障がいに関することの間合せが非常に多く寄せられております。というのも、ウイスク調査というものをできる教員のOBの方を配置してございますので、そういった相談がたくさん寄せられております。あとは家庭内での様々な悩み事であるとかトラブルであるとか、そういったことの相談も寄せられております。1階にある部分につきましては、いわゆる中

間教室的な機能を持っておりまして、なかなか学校に足が向かないお子さんたちにそこに来ていただいて、お預かりといたしますか、学習といたしますか、そういったことをしております。ですので、2階の部分は子ども家庭課のほうに移管をいたしまして、1階のいわゆる中間教室的な機能につきましては、教育指導室のほうに附置をさせたいというふうに考えております。

その他、福祉課におきましても、やはり発達障がいに関する相談の窓口を持っております。要するに、今までは福祉の担当者、教育の担当者が週に1回定期的な連絡を持って、情報共有をしながら適切などころにつないでいくというようなことをやっておったんですけれども、相談機能等が今度教育部に一元的に配置がされますので、情報共有化のスピードはもとより、対応についても適切な対応が今まで以上に取れるものというふうに思っております。

また、少し蛇足ではありますが、ご承知のとおり、義務教育というものは市長部局で執行することはできません。したがって、教育委員会事務局の中にそういった子どもに関するものを一元集中化させて、子ども、それから家庭への支援を一元的にやっていきたいというのが今回の制度改正の趣旨でありますので、ご理解をいただければと思っております。

教育長 いかがでしょうか。

横内委員 ありがとうございます。

今までの教育指導室は、各小中学校ととても密接につながっているという認識で自分がいるものですから、教育相談のことが薄まってしまったら困るなという印象を持って質問させていただきましたが、その辺のところは今以上になるということですので、納得いたしました。ありがとうございます。

教育部長 お子さんのことに対する相談というのはやはり学校に多く寄せられますし、その幾つかは我々教育指導室にももちろん上がっております。相談窓口を一本化したから機械的にこの相談はこちらへとか、そういうような過度な誘導はするつもりはございません。それは身近な学校であったり、あるいは教育委員会に対しても、今までどおりご意見や質問をしていただくということは全く一本化とは関係のないことだと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育長 では、須澤委員、お願いします。

須澤委員 今も横内委員さんからご質問ございましたけれども、学校と教育委員会に対してご不満のお気持ちをお持ちのご家庭がこれまでもあったと思うんですね。そういうご家庭の

相談に今までの形態ではまだまだ不足だったということから、一本化して子ども家庭支援課ができたというふうに理解しています。同時に、今も横内委員さんからありましたが、教育指導室は学校教育経験者がほとんどですから、単なる事務ではなくて、教育相談に関するということの場合は、子ども家庭支援課には学校教育の経験の方も配置されるんだろうというふうに思っています。ですので、担当者が増えていくというイメージを私は持ったところでございます。是非、様々なご要望にお応えできるような体制をさらに充実をしていただけたらというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

羽田野委員 4月から国型のコミュニティスクールのほうが始まるということなんですが、学校運営協議会が所管するようなんですけれども、この事務分掌は学校教育課ということになるのでしょうか。

学校教育課長 ありがとうございます。こちらは7ページ第7条の(8)に、これまででございますが、これは学校教育の振興に関することということで、いろいろなメニューが本来はあるわけですが、ここにコミュニティスクールもこの中で一項としているということになりますので、学校教育課の所管ということをお願いいたします。ただ、すみません、地域学校協働活動本部、こちらのほうは、今度生涯学習課の第8条にございます生涯学習の推進といった部分でまた対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

教育長 よろしいですかね。

それでは、議案第2号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

◎議案第3号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

教育長 次に、議案第3号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正

について」資料により説明。

教育長 議案第3号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

須澤委員 この穂高幼稚園の管理・運営が、福祉部のほうが管轄して実際おりましたものを教育委員会のほうに移すということになったわけですが、これは幼保小中の一貫した連携した教育という観点においてあるべき姿になったというふうに思います。この補助執行などということではなくて、移管になったということを非常に評価したいと思います。

教育長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正については、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

教育部長 先ほどの二村委員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

分掌事務中、女性保護に関することの内容でございますけれども、いわゆるDVのご相談、これはまれに男性側にもあるようでございますけれども、そういったこと、それから保護施設へのつなぎ、また、離婚や母子に関する相談業務も上がっているというようなことでございます。

教育長 二村委員、よろしいでしょうか。

二村委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。

◎議案第4号 共催・後援依頼について

教育長 議案第4号の共催・後援依頼を議題といたします。

文化課関連の依頼について説明をお願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、文化課の共催2件、後援1件の依頼について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、文化課関連の共催・後援の依頼の件は、ご承認いただけるということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

◎報告第1号 安曇野市議会令和3年12月定例会における一般質問等について

教育長 では、続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

では、報告第1号 安曇野市議会令和3年12月定例会における一般質問等について、説明をお願いいたします。

教育部長 「安曇野市議会令和3年12月定例会における一般質問等について」資料読み上げ。

教育長 では、ただいまの報告第1号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第1号 安曇野市議会令和3年12月定例会における一般質問等については、ご了承をいただきました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 では、次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、担当より説明をお願いいたします。

まず、生涯学習課関連の後援依頼についてお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 それでは、報告第3号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 特にならぬようにございますので、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告については、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

◎報告第4号 教育部各課報告

教育長 続いて、教育部の各課報告でございますが、間もなく1時間になってまいりますので、それぞれ課長さん方、要点のみの説明ということでお願いできますでしょうか。

では、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、一括して報告だけ先をお願いしたいと思います。

生涯学習課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、続いて、文化課、お願いします。

文化課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 それでは、以上3課の報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 教育部各課からの報告につきましては、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

教育部長 私から少し補足の説明をさせていただきますけれども、先ほど文化課からの報告がございました齋藤俊雄さんの作品でございますが、11月の成人式では会場に展示をすることができましたが、1月の成人式には、3連休の中間というようなこともございまして、今回展示がかなわなかったということもございまして、今回展示がかなわなかったということもございまして、是非また委員各位におかれましても、また美術館等でも作品をご覧いただければというふうに思います。

教育長 では、ここまでのところで、10分間休憩を取らせていただきます。換気等もよろしくお願いいたします。

(休憩)

教育長 それでは、おそろいですので、再開をさせていただきます。

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開)

◎報告第2号 令和3年度学力向上推進委員会報告について

◎報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について

◎報告第6号 教育長報告

(以下、公開)

◎その他

教育長 では、最後にその他の事項を取り扱います。

委員の皆様、または事務局から何かございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

委員各位には、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和4年1月定例会を閉会といたします。

大変お疲れ様でございました。